

藤沢市手数料条例の一部改正について
藤沢市手数料条例の一部を次のように改正する。

2012年（平成24年）12月3日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市手数料条例の一部を改正する条例

藤沢市手数料条例（平成12年藤沢市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「並びに同表4の項(2)の項イの項金額の欄(1)ウ及び(2)ウ」を「、同表4の項(2)の項イの項金額の欄(1)ウ及び(2)ウ、同表6の項(2)の項金額の欄(1)ウ及び(2)ウ、別表第4の3の表2の項(1)の項及び(2)の項金額の欄(2)ウ並びに同表4の項(1)の項及び(2)の項金額の欄(2)ウ」に改める。

第5条に次の1号を加える。

(3) 別表第4の3の表2の項又は同表4の項に規定する手数料（構造計算適合性審査に係る部分に限る。）

別表第4に次の1表を加える。

3 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この表において「法」という。）による事務の手数料

項	手数料を徴収する事務	単位	金額
1	法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査（当該申請に併せて法第54条第2項の規定による適合審査の申出を行う場	1件	(1) 一戸建て住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。）については、4,900円 (2) 共同住宅等の住宅部分については、次のアからケまでに掲げる申請戸数の区分に応じそれぞれアからケまでに定める額 ア 1戸 4,900円 イ 2戸から5戸まで 9,600円 ウ 6戸から10戸まで 16,000円

	合を除く。)		<p>エ 11戸から25戸まで 27,000円</p> <p>オ 26戸から50戸まで 45,000円</p> <p>カ 51戸から100戸まで 81,000円</p> <p>キ 101戸から200戸まで 130,000円</p> <p>ク 201戸から300戸まで 160,000円</p> <p>ケ 301戸以上 170,000円</p> <p>(3) 一の建築物（一戸建ての住宅を除き、同時に住宅部分の認定申請をする場合を含む。以下同じ。）については、次に掲げる額のうち、当該申請に係るものを合算した額</p> <p>ア 共同住宅等の住宅部分 次の(ア)から(カ)までに掲げる共同住宅等の総戸数の区分に応じそれぞれ(ア)から(カ)までに定める額</p> <p>(ア) 1戸 4,900円</p> <p>(イ) 2戸から5戸まで 9,600円</p> <p>(ロ) 6戸から10戸まで 16,000円</p> <p>(ハ) 11戸から25戸まで 27,000円</p> <p>(ニ) 26戸から50戸まで 45,000円</p> <p>(ホ) 51戸から100戸まで 81,000円</p> <p>(ヘ) 101戸から200戸まで 130,000円</p> <p>(セ) 201戸から300戸まで 160,000円</p> <p>(ケ) 301戸以上 170,000円</p> <p>イ 共用部分 次の(ア)から(カ)までに掲げる建築物の当該部分の床面積の合計に応じそれぞれ(ア)から(カ)までに定める額</p> <p>(ア) 300平方メートル以下 9,600円</p> <p>(イ) 300平方メートルを超え2,000平方メートル以下 27,000円</p> <p>(ロ) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下 81,000円</p> <p>(ハ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下 130,000円</p> <p>(ニ) 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以下 160,000円</p> <p>(ホ) 25,000平方メートルを超えるとき 200,000円</p> <p>ウ 非住宅部分 次の(ア)から(カ)までに掲げる建築物の当該部分の床面積の合計に応じそれぞれ(ア)から(カ)までに定める額</p> <p>(ア) 300平方メートル以下 9,600円</p> <p>(イ) 300平方メートルを超え2,000平方メートル以下 27,000円</p> <p>(ロ) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下 81,000円</p> <p>(ハ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下 130,000円</p> <p>(ニ) 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以下 160,000円</p> <p>(ホ) 25,000平方メートルを超えるとき 200,000円</p>
--	--------	--	---

		(2) (1) 以外の場合	1件	<p>(1) 一戸建て住宅については、 34,000円</p> <p>(2) 共同住宅等の住宅部分については、次のアからケまでに掲げる申請戸数の区分に応じそれぞれアからケまでに定める額</p> <p>ア 1戸 34,000円</p> <p>イ 2戸から5戸まで 69,000円</p> <p>ウ 6戸から10戸まで 97,000円</p> <p>エ 11戸から25戸まで 140,000円</p> <p>オ 26戸から50戸まで 200,000円</p> <p>カ 51戸から100戸まで 280,000円</p> <p>キ 101戸から200戸まで 380,000円</p> <p>ク 201戸から300戸まで 500,000円</p> <p>ケ 301戸以上 590,000円</p> <p>(3) 一の建築物については、次に掲げる額のうち、当該申請に係るものを合算した額</p> <p>ア 共同住宅等の住宅部分 次の(ア)から(ケ)までに掲げる共同住宅等の総戸数の区分に応じそれぞれ(ア)から(ケ)までに定める額</p> <p>(ア) 1戸 34,000円</p> <p>(イ) 2戸から5戸まで 69,000円</p> <p>(ウ) 6戸から10戸まで 97,000円</p> <p>(エ) 11戸から25戸まで 140,000円</p> <p>(オ) 26戸から50戸まで 200,000円</p> <p>(カ) 51戸から100戸まで 280,000円</p> <p>(キ) 101戸から200戸まで 380,000円</p> <p>(ク) 201戸から300戸まで 500,000円</p> <p>(ケ) 301戸以上 590,000円</p> <p>イ 共用部分 次の(ア)から(カ)までに掲げる建築物の当該部分の床面積の合計に応じそれぞれ(ア)から(カ)までに定める額</p> <p>(ア) 300平方メートル以下 110,000円</p> <p>(イ) 300平方メートルを超え2,000平方メートル以下 180,000円</p> <p>(ウ) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下 280,000円</p> <p>(エ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下 360,000円</p> <p>(カ) 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以下 430,000円</p> <p>(ク) 25,000平方メートルを超えるとき 500,000円</p> <p>ウ 非住宅部分 次の(ア)から(カ)までに掲げる建築物の当該部分の床面積の合計に応じそれぞれ(ア)から(カ)までに定める額</p> <p>(ア) 300平方メートル以下 240,000円</p> <p>(イ) 300平方メートルを超え2,000平方メートル以下 380,000円</p> <p>(ウ) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下 550,000円</p> <p>(エ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下 670,000円</p>
--	--	---------------	----	---

				(㉔) 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以下 790,000円 (㉕) 25,000平方メートルを超えるとき 900,000円
2	法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査（当該申請に併せて法第54条第2項の規定による適合審査の申出を行う場合に限る。）	(1) 申請前にあらかじめ当該計画について登録建築物調査機関等による技術的審査を受けている場合	1件	(1) 当該計画に係る建築物の計画が構造計算適合性審査を する必要がないものである場合 次に掲げる額のうち、 当該申請に係るものを合算した額 ア 1の項(1)の規定により算出した額 イ 申請に係る建築物について別表第4の1の表1の項 (備考2を除く。)規定の例により算出した額 (2) 当該計画に係る建築物の計画が構造計算適合性審査を する必要があるものである場合 次に掲げる額のうち、 当該申請に係るものを合算した額 ア 1の項(1)の規定により算出した額 イ 申請に係る建築物について別表第4の1の表1の項 (備考2を除く。)規定の例により算出した額 ウ 建築物1棟につき、次の(㉖)から(㉗)までに掲げる建 築物の床面積の合計に応じ、それぞれ(㉖)から(㉗)まで に定める額 (㉖) 1,000平方メートル以下 166,800円 構造計算が認定プログラムのみによって行われ、かつ、 その電子データが提出されたものについては、 115,350円) (㉗) 1,000平方メートルを超え2,000平方メー トル以下 222,450円 (構造計算が認定プロ グラムのみによって行われ、かつ、その電子デー タが提出されたものについては、143,700円) (㉘) 2,000平方メートルを超え10,000平方メ ートル以下 255,000円 (構造計算が認定プ ログラムのみによって行われ、かつ、その電子デー タが提出されたものについては、157,350 円) (㉙) 10,000平方メートルを超え50,000平方 メートル以下 336,900円 (構造計算が認定 プログラムのみによって行われ、かつ、その電子 データが提出されたものについては、 199,350円) (㉚) 50,000平方メートルを超えるとき 619,350円 (構造計算が認定プログラムのみ によって行われ、かつ、その電子データが提出され たものについては、337,950円)
		(2) (1) 以外の場合	1件	(1) 当該計画に係る建築物の計画が構造計算適合性審査を する必要がないものである場合 次に掲げる額のうち、 当該申請に係るものを合算した額 ア 1の項(2)の規定により算出した額 イ 申請に係る建築物について別表第4の1の表1の項 (備考2を除く。)の規定の例により算出した額 (2) 当該計画に係る建築物の計画が構造計算適合性審査を する必要があるものである場合 次に掲げる額のうち、

				<p>当該申請に係るものを合算した額</p> <p>ア 1の項(2)の規定により算出した額</p> <p>イ 申請に係る建築物について別表第4の1の表1の項(備考2を除く。)の規定の例により算出した額</p> <p>ウ 建築物1棟につき、次の(ア)から(ケ)までに掲げる建築物の床面積の合計に応じ、それぞれ(ア)から(ケ)までに定める額</p> <p>(ア) 1,000平方メートル以下 166,800円 (構造計算が認定プログラムのみによって行われ、かつ、その電子データが提出されたものについては、115,350円)</p> <p>(イ) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下 222,450円(構造計算が認定プログラムのみによって行われ、かつ、その電子データが提出されたものについては、143,700円)</p> <p>(ウ) 2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下 255,000円(構造計算が認定プログラムのみによって行われ、かつ、その電子データが提出されたものについては、157,350円)</p> <p>(エ) 10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下 336,900円(構造計算が認定プログラムのみによって行われ、かつ、その電子データが提出されたものについては、199,350円)</p> <p>(ケ) 50,000平方メートルを超えるとき 619,350円(構造計算が認定プログラムのみによって行われ、かつ、その電子データが提出されたものについては、337,950円)</p>
3	<p>法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査(当該申請に併せて同条第2項において準用する法第54条第2項の規定による適合審査の申出を行う場合を除く。)</p>	<p>(1) 申請前にあらかじめ当該計画の変更について登録建築物調査機関等による技術的審査を受けている場合</p>	1件	<p>(1) 一戸建て住宅については、2,450円</p> <p>(2) 既に計画の認定を受けた共同住宅等の住宅部分については、次のアからケまでに掲げる変更申請戸数の区分に応じそれぞれアからケまでに定める額</p> <p>ア 1戸 2,450円</p> <p>イ 2戸から5戸まで 4,800円</p> <p>ウ 6戸から10戸まで 8,000円</p> <p>エ 11戸から25戸まで 13,500円</p> <p>オ 26戸から50戸まで 22,500円</p> <p>カ 51戸から100戸まで 40,500円</p> <p>キ 101戸から200戸まで 65,000円</p> <p>ク 201戸から300戸まで 80,000円</p> <p>ケ 301戸以上 85,000円</p> <p>(3) 一の建築物については、次に掲げる額のうち、当該申請に係るもの(既に計画の認定を受けた部分で変更しない部分に係るものを含む。)を合算した額</p> <p>ア 既に計画の認定を受けた共同住宅等の住宅部分 次の(ア)から(ケ)までに掲げる共同住宅等の総戸数の区分に応じそれぞれ(ア)から(ケ)までに定める額</p> <p>(ア) 1戸 2,450円</p> <p>(イ) 2戸から5戸まで 4,800円</p>

		<ul style="list-style-type: none"> (ウ) 6戸から10戸まで 8,000円 (エ) 11戸から25戸まで 13,500円 (オ) 26戸から50戸まで 22,500円 (カ) 51戸から100戸まで 40,500円 (キ) 101戸から200戸まで 65,000円 (ク) 201戸から300戸まで 80,000円 (ケ) 301戸以上 85,000円 <p>イ 既に計画の認定を受けた共用部分 次の(ア)から(カ)までに掲げる建築物の当該部分の床面積の合計に応じそれぞれ(ア)から(カ)までに定める額</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 300平方メートル以下 4,800円 (イ) 300平方メートルを超え2,000平方メートル以下 13,500円 (ウ) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下 40,500円 (エ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下 65,000円 (オ) 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以下 80,000円 (カ) 25,000平方メートルを超えるとき 100,000円 <p>ウ 既に計画の認定を受けた非住宅部分 次の(ア)から(カ)までに掲げる建築物の当該部分の床面積の合計に応じそれぞれ(ア)から(カ)までに定める額</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 300平方メートル以下 4,800円 (イ) 300平方メートルを超え2,000平方メートル以下 13,500円 (ウ) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下 40,500円 (エ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下 65,000円 (オ) 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以下 80,000円 (カ) 25,000平方メートルを超えるとき 100,000円 <p>エ 新たに追加する共同住宅等の住宅部分、共用部分又は非住宅部分 1の項(1)の(3)の規定により算出した額（この場合において、「総戸数」とあるのは「追加する戸数」、「床面積」とあるのは「追加する床面積」とそれぞれ読み替えるものとする。）</p>
(2) (1) 以外の場合	1件	<p>(1) 一戸建て住宅については、17,000円</p> <p>(2) 既に計画の認定を受けた共同住宅等の住宅部分については、次のアからケまでに掲げる変更申請戸数の区分に応じそれぞれアからケまでに定める額</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 1戸 17,000円 イ 2戸から5戸まで 34,500円 ウ 6戸から10戸まで 48,500円 エ 11戸から25戸まで 70,000円 オ 26戸から50戸まで 100,000円 カ 51戸から100戸まで 140,000円

キ 101戸から200戸まで 190,000円

ク 201戸から300戸まで 250,000円

ケ 301戸以上 295,000円

(3) 一の建築物については、次に掲げる額のうち、当該申請に係るもの（既に計画の認定を受けた部分で変更しない部分に係るものを含む。）を合算した額

ア 既に計画の認定を受けた共同住宅等の住宅部分 次の(ア)から(ケ)までに掲げる共同住宅等の総戸数の区分に応じそれぞれ(ア)から(ケ)までに定める額

(ア) 1戸 17,000円

(イ) 2戸から5戸まで 34,500円

(ロ) 6戸から10戸まで 48,500円

(ハ) 11戸から25戸まで 70,000円

(ニ) 26戸から50戸まで 100,000円

(ホ) 51戸から100戸まで 140,000円

(ヘ) 101戸から200戸まで 190,000円

(セ) 201戸から300戸まで 250,000円

(ケ) 301戸以上 295,000円

イ 既に計画の認定を受けた共用部分 次の(ア)から(カ)までに掲げる建築物の当該部分の床面積の合計に応じそれぞれ(ア)から(カ)までに定める額

(ア) 300平方メートル以下 55,000円

(イ) 300平方メートルを超え2,000平方メートル以下 90,000円

(ロ) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下 140,000円

(ハ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下 180,000円

(ニ) 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以下 215,000円

(ホ) 25,000平方メートルを超えるとき
250,000円

ウ 既に計画の認定を受けた非住宅部分 次の(ア)から(カ)までに掲げる建築物の当該部分の床面積の合計に応じそれぞれ(ア)から(カ)までに定める額

(ア) 300平方メートル以下 120,000円

(イ) 300平方メートルを超え2,000平方メートル以下 190,000円

(ロ) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下 275,000円

(ハ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下 335,000円

(ニ) 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以下 395,000円

(ホ) 25,000平方メートルを超えるとき
450,000円

エ 新たに追加する共同住宅等の住宅部分、共用部分又は非住宅部分 1の項(2)の(3)の規定により算出した額（この場合において、「総戸数」とあるのは「追加する戸数」、「床面積」とあるのは追加する床面積」とそれぞれ読み替えるものとする。）

4	<p>法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査（当該申請に併せて同条第2項において準用する法第54条第2項の規定による適合審査の申出を行う場合に限る。）</p>	<p>(1) 申請前にあらかじめ当該計画の変更について登録建築物調査機関等による技術的審査を受けている場合</p>	1 件	<p>(1) 当該計画に係る建築物の計画が構造計算適合性審査をする必要がないものである場合 次に掲げる額のうち、当該申請に係るものを合算した額 ア 3の項(1)の規定により算出した額 イ 申請に係る建築物について別表第4の1の表1の項（備考2を除く。）規定の例により算出した額 (2) 当該計画に係る建築物の計画が構造計算適合性審査をする必要があるものである場合 次に掲げる額のうち、当該申請に係るものを合算した額 ア 3の項(1)の規定により算出した額 イ 申請に係る建築物について別表第4の1の表1の項（備考2を除く。）の規定の例により算出した額 ウ 建築物1棟につき、次の(ア)から(カ)までに掲げる建築物の床面積の合計に応じ、それぞれ(ア)から(カ)までに定める額 (ア) 1,000平方メートル以下 166,800円 （構造計算が認定プログラムのみによって行われ、かつ、その電子データが提出されたものについては、115,350円） (イ) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下 222,450円（構造計算が認定プログラムのみによって行われ、かつ、その電子データが提出されたものについては、143,700円） (ウ) 2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下 255,000円（構造計算が認定プログラムのみによって行われ、かつ、その電子データが提出されたものについては、157,350円） (エ) 10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下 336,900円（構造計算が認定プログラムのみによって行われ、かつ、その電子データが提出されたものについては、199,350円） (カ) 50,000平方メートルを超えるとき 619,350円（構造計算が認定プログラムのみによって行われ、かつ、その電子データが提出されたものについては、337,950円）</p>
		<p>(2) (1)以外の場合</p>	1 件	<p>(1) 当該計画に係る建築物の計画が構造計算適合性審査をする必要がないものである場合 次に掲げる額のうち、当該申請に係るものを合算した額 ア 3の項(2)の規定により算出した額 イ 申請に係る建築物について別表第4の1の表1の項（備考2を除く。）規定の例により算出した額 (2) 当該計画に係る建築物の計画が構造計算適合性審査をする必要があるものである場合 次に掲げる額のうち、当該申請に係るものを合算した額 ア 3の項(1)の規定により算出した額 イ 申請に係る建築物について別表第4の1の表1の項（備考2を除く。）の規定の例により算出した額</p>

				<p>ウ 建築物1棟につき、次の(ア)から(オ)までに掲げる建築物の床面積の合計に応じ、それぞれ(ア)から(オ)までに定める額</p> <p>(ア) 1,000平方メートル以下 166,800円 (構造計算が認定プログラムのみによって行われ、かつ、その電子データが提出されたものについては、115,350円)</p> <p>(イ) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下 222,450円 (構造計算が認定プログラムのみによって行われ、かつ、その電子データが提出されたものについては、143,700円)</p> <p>(ウ) 2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下 255,000円 (構造計算が認定プログラムのみによって行われ、かつ、その電子データが提出されたものについては、157,350円)</p> <p>(エ) 10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下 336,900円 (構造計算が認定プログラムのみによって行われ、かつ、その電子データが提出されたものについては、199,350円)</p> <p>(オ) 50,000平方メートルを超えるとき 619,350円 (構造計算が認定プログラムのみによって行われ、かつ、その電子データが提出されたものについては、337,950円)</p>
--	--	--	--	--

備考

- 1 この表において「構造計算適合性審査」とは、建築基準法第20条第2号イ又は第3号イに定める基準（同条第2号イ又は第3号イの基準に従った構造計算で、同条第2号イに規定する方法若しくはプログラムによるもの又は同条第3号イに規定するプログラムによって確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。）に適合するかどうかを審査することをいう。
- 2 この表において「登録建築物調査機関等」とは、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。
- 3 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。
- 4 この表において「住宅部分」とは、人の居住の用に供する建築物部分をいう。
- 5 この表において「申請戸数」とは、法第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に係る建築物が共同住宅等である場合において、当該共同住宅等の住戸のうち同時に当該申請を行う住戸の合計数をいう。
- 6 この表において「共用部分」とは、共同住宅の住宅部分以外の部分をいう。
- 7 この表において「非住宅部分」とは、人の居住の用に供する部分及び共用部分以外の部分をいう。
- 8 この表において「変更申請戸数」とは、法第55条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に係る建築物が共同住宅等である場合において、当該共同住宅等の住戸のうち同時に当該申請を行う住戸の合計数をいう。
- 9 この表において「認定プログラム」とは、建築基準法第20条第2号イ又は第3号イに規定する国土交通省の認定を受けたプログラムのことをいう。
- 10 この表において「電子データ」とは、認定プログラムによって行われた構造計算の入力情報の全部を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をいう。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、都市の低炭素化の促進に関する法律の制定に伴い、同法による低炭素建築物新築等計画の認定及び同計画の変更の認定に係る手数料を新設する等の必要による。